

(様式1)

一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(建設工事)

令和7・8年度において 鹿児島市 で行われる入札に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 7 年 月 日

鹿児島市長 殿

1 本社(店)郵便番号 [] - []

2 本社(店)住所 [] [] []
都道府県 市区町村 町名番地

フリガナ []
3 商号又は名称 []

4 代表者役職 []

フリガナ []
5 代表者氏名 姓: [] 名: []
セイ: [] メイ: []
姓: [] 名: []

6 本社(店)電話番号 [] - [] - []

営業所一覧表(建設工事)

番号		01				建設業許可業種														
営業所の名称						土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板
営業所の代表者	役職																			
	フリガナ					※左欄にセイ、右欄にメイを記載														
	氏名					※左欄に姓、右欄に名を記載														
営業所の所在地	郵便番号		-																	
	都道府県																			
	市区町村					営業区域コード														
	町名番地																			
連絡先	電話番号		-		-	(内線番号)														
	メールアドレス				@															

番号		02				建設業許可業種														
営業所の名称						土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板
営業所の代表者	役職																			
	フリガナ					※左欄にセイ、右欄にメイを記載														
	氏名					※左欄に姓、右欄に名を記載														
営業所の所在地	郵便番号		-																	
	都道府県																			
	市区町村					営業区域コード														
	町名番地																			
連絡先	電話番号		-		-	(内線番号)														
	メールアドレス				@															

記載要領

- 1 本表は、本社(店)及び本社(店)から受任する支店等営業所の状況について、申請日時点で作成すること。
- 2 「営業所の名称」欄には、経営事項審査を受けた建設業の許可を有する支店等営業所の名称を記載すること。
- 3 「電話番号」欄における市外局番、市内局番及び番号については、()を用いず、数字のみを記載すること。
- 4 「メールアドレス」欄には、申請先地方公共団体からの種々の連絡に対応でき得るアドレスを記載すること。
- 5 「建設業許可業種」の欄には、経営事項審査を受けた建設業許可業種について、一般建設業の許可を受けている場合には「1」を、特定建設業の許可を受けている場合には「2」を記載すること。
- 6 「営業区域コード」欄には、その営業所が営業する区域について、該当するコード(記載要領参照)を記載すること。
- 7 記載欄が不足する場合には、同一の様式を用いて2頁目以降を作成すること。

(様式3)

工 事 用 機 械 器 具 一 覧 表

名 称	種 類	能 力	所有数量	保管場所

- ※ 所有する工事用の機械器具や車両等(舗装用機械、海上工事用船舶は除く)について記入してください。
- ※ 舗装用機械のうち、アスファルトフィニッシャー、モーターグレーダー、タイヤローラー等については別に提出する「アスファルト舗装工事施工体制調査票」に記入し、当該調査票に機械の写真等を添付して下さい。
- ※ また、海上工事で使用する船舶については、別に提出する「業者登録票」の「(8)特殊工事希望」欄に記入し、「業者登録票」に船舶の写真等を添付してください。
- ※ 「保管場所」は、「本店」、「〇〇営業所」「△△町自社保管場所」等、通常保管している場所を具体的に記入すること。

(様式4)

本店の位置図及び社屋全景写真

本店の位置図（付近の目標などできるだけ詳細に記入すること）

社屋全景写真の貼付欄

※本店を表示する看板等がはっきりとわかるように、全景を撮影すること

業者コード	商号又は名称

技 術 職 員 名 簿

氏 名	生年月日	有資格区分コード	入札参加希望工種 (原則上限5工種、とび・解体の 両方の工種希望の場合は上限6工種)						採 用 年 月 日	経 歴	実 務 経 験	
			工種 コード	工種 コード	工種 コード	工種 コード	工種 コード	工種 コード			年	月
	昭和 平成								昭和 平成 令和		年 月	
	昭和 平成								昭和 平成 令和		年 月	
	昭和 平成								昭和 平成 令和		年 月	
	昭和 平成								昭和 平成 令和		年 月	
	昭和 平成								昭和 平成 令和		年 月	
	昭和 平成								昭和 平成 令和		年 月	
	昭和 平成								昭和 平成 令和		年 月	
	昭和 平成								昭和 平成 令和		年 月	
	昭和 平成								昭和 平成 令和		年 月	
	昭和 平成								昭和 平成 令和		年 月	
	昭和 平成								昭和 平成 令和		年 月	
	昭和 平成								昭和 平成 令和		年 月	
	昭和 平成								昭和 平成 令和		年 月	
	昭和 平成								昭和 平成 令和		年 月	
	昭和 平成								昭和 平成 令和		年 月	
	昭和 平成								昭和 平成 令和		年 月	
	昭和 平成								昭和 平成 令和		年 月	
	昭和 平成								昭和 平成 令和		年 月	
	昭和 平成								昭和 平成 令和		年 月	
	昭和 平成								昭和 平成 令和		年 月	
頁 合 計			1級									
			2級									
			その他									

【記載要領】

1. 別に提出する**技術職員名簿(建設業法施行規則別記様式第二十五号の十四別紙二、以下「経審様式」という。)**と同じ順番で記載すること。
2. 技術職員名簿(経審様式)に記載されていない資格を有する者がある場合、それも含めて記載すること。その場合は、当該資格者証等の写しを、綴じ込む書類「技術職員名簿」(経審様式)の後ろに添付すること。
3. 「有資格区分コード」欄は、**別添技術職員の資格者コード一覧にある有資格区分コード**に基づき記入すること。
4. 「入札参加希望工種」欄は、入札参加を希望する工種(5工種(但し、とび・土工・コンクリート工事と解体工事の両方を希望する場合は6工種)まで。コードは頭2桁(例:土木は「01」)で記入。但し、維持修繕工事は除く)に配置可能な技術職員のうち、別添技術職員の資格者コード一覧に基づき、1級の資格を有する場合は「1」、2級の資格を有する場合は「2」、それ以外の資格を有する場合は「3」を記入すること。但し、同工種で1級及び2級またはその他の資格を有する場合は、上位の資格のみを記入すること。

記入例

土木1級(113)があるので記入不要

業者コード	商号又は名称
*****	◇◇会社

技 術 職 員 名 簿

※技術職員名簿（建設業法施行規則別記様式第二十五号の十四別紙二・経受審時提出名簿）と同じ順番で記載すること

氏 名	生年月日	有資格区分コード		入札参加希望工種						採 用 年 月 日	経 歴	実 務 経 験 年 月				
				工種コード 01	工種コード 05	工種コード 08	工種コード 09	工種コード 13	工種コード 29							
				01	05	08	09	13	29							
〇〇 〇〇〇	昭和 平成 44.10.1	113	214	228				1	1	2			昭和 平成 令和 8.4.1	H4.4月~H8.3月 □□会社 H8.4月~◇◇会社	25 年 11 月	
△△△ △△	昭和 平成 35.7.11	129	228	230				3	3	2	1	3	3	昭和 平成 令和 2.10.1	S55.4月~H1.3月 □□会社 H2.10月~◇◇会社	27 年 5 月
	昭和 平成													昭和 平成 令和		年 月
	昭和 平成													昭和 平成 令和		年 月
	昭和 平成													昭和 平成 令和		年 月
	昭和 平成													昭和 平成 令和		年 月
	昭和 平成													昭和 平成 令和		年 月
	昭和 平成													昭和 平成 令和		年 月
	昭和 平成													昭和 平成 令和		年 月
	昭和 平成													昭和 平成 令和		年 月
	昭和 平成													昭和 平成 令和		年 月
	昭和 平成													昭和 平成 令和		年 月
	昭和 平成													昭和 平成 令和		年 月
	昭和 平成													昭和 平成 令和		年 月
	昭和 平成													昭和 平成 令和		年 月
頁 合 計					1級	1	1		1	1	1					
					2級			2								
					その他	1	1				1	1				

- 【記載要領】**
- 別に提出する **技術職員名簿（建設業法施行規則別記様式第二十五号の十四別紙二、以下「経審様式」という。）**と同じ順番で記載すること。
 - 技術職員名簿（経審様式）に記載されていない資格を有する者がある場合、それも含めて記載すること。その場合は、当該資格者証等の写しを、綴じ込む書類「技術職員名簿」（経審様式）の後ろに添付すること。
 - 「有資格区分コード」欄は、別添技術職員の資格者コード一覧にある有資格区分コードに基づき記入すること。
 - 「入札参加希望工種」欄は、入札参加を希望する工種（5工種（但し、とび・土工・コンクリート工事と解体工事の両方を希望する場合は6工種）まで。コードは頭2桁（例：土木は「01」）で記入。但し、維持修繕工事は除く）に配置可能な技術職員のうち、別添技術職員の資格者コード一覧に基づき、1級の資格を有する場合は「1」、2級の資格を有する場合は「2」、それ以外の資格を有する場合は「3」を記入すること。但し、同工種で1級及び2級またはその他の資格を有する場合は、上位の資格のみを記入すること。

格付を定める場合の主観点数項目の状況について

※別紙、記入要領を確認の上、記載すること

業者コード、商号又は名称、受付番号

1. 入札参加希望工種(○をする)

土木、建築、電気、管、舗装、造園、左記以外

格付工種に○がある場合は、「左記以外」の欄に○は不要。

「左記以外」のみの場合は、項目「6」のみ記載すること(証明書の添付は不要)

上記の格付工種のいずれかひとつにでも○がある場合は、項目「2」から記載すること
但し、全ての項目(「6」を除く。)に該当しない場合は、この欄に○をすること

2~13の該当なし

項目「6」は記載必須

2. ISO認証等の取得状況(ISO14001とアクション21等は重複加点不可)

ISO9000シリーズ、ISO14001、①エコアクション21、②KES・環境マネジメントシステム・スタンダード、③エコステージ、④ISO14001を自主適合宣言、市民団体認証を受けている

確認欄は記入不要

重複不可 番号記入

3. 鹿児島市環境管理事業所認定証の取得状況

認定証取得の有無 有・無

確認欄

4. 障害者の雇用状況

法定雇用義務、法定雇用人数、常用雇用労働者総数、雇用障害者数

確認欄

5. 新規学卒者の雇用状況

新規学卒者を雇用していない(右欄に「○」)、新規学卒者を雇用している

人数

6. 本市内居住の従業員の雇用状況【全業者記入必須項目】

常用雇用労働者総数、うち市内居住者数、うち証明書添付人数

確認欄 人数

7. 本市と大規模災害時における応急対策業務に関する協定を締結している団体への加入状況

協定締結の有無、協定締結年月日、加入団体名

確認欄

8. 鹿児島市消防団協力事業所の認定又は消防団員雇用の状況(いずれも該当する場合は、協力事業所の認定のみ記入すること。)

認定の有無、認定年月日、有効期限、備考、消防団員の雇用、消防団員名、分団名、団員番号

確認欄 1.協力事業所 2.消防団員

9. 本市におけるボランティア等の活動状況

活動内容、場所(町名)、参加人数、実施年月日、従事時間

確認欄

10. 鹿児島市安心安全協力事業所の登録状況

登録の有無 有・無

確認欄

11. 鹿児島市及び国・鹿児島県における過去3年間の企業表彰実績

表彰名、表彰年月日

確認欄

12. 男女共同参画支援・子育て支援

育児休業制度、介護休業制度、一般事業主行動計画策定・届出

確認欄

13. 保護観察等対象者就労支援

協力雇用主会等へ登録していない、協力雇用主会等へ登録している、雇用期間

確認欄

(様式6 主観点数項目状況 記入要領)

※共通事項・本店が市内にある業者は必ず提出すること。



・添付書類は項目順に本様式の後ろに添付すること。

・「受付番号」及び「確認欄」は記載しないこと。

項目	記入要領	配点
1. 入札参加希望工程	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加を希望する工程について、格付を行う土木一式、建築一式、電気、管、舗装及び造園工事の6工程(格付工程)又はそれ以外の工程の別により、該当欄に○を記載すること。但し、格付工程とそれ以外の工程の両方を希望している場合は、「左記以外」の欄に○は不要。 格付工程のうち、いずれかひとつにでも入札参加希望をしている場合は、2～13の項目を記載すること。なお、希望をしていても、2～13の項目全てに該当しない場合は「2～13の該当なし」の欄に○を記載すること(但し、その場合でも「6」の欄は必ず記載すること(証明書の添付は不要))。 	
2. ISO認証等の取得状況	<ul style="list-style-type: none"> 申請日時点において認証を取得し、かつ適用範囲に示された事業内容(適用サービス)が入札参加資格審査の申請を行う業種を含むものである場合に記載すること。 「ISO9000シリーズ」の()内には、具体的な種類(例:9001)を記載すること。 「ISO14001」を取得している場合は、それ以下のエコアクション21等(①～④)の記載は不要(重複加点しないため)。 	ISO9000シリーズ:10点 ISO14001:10点 その他:5点(ただし、ISO14001との重複なし)
種類	<ul style="list-style-type: none"> 取得の有無について、いずれかに○を記載すること。 「有」の場合は、取得年月日、有効期限日を記入し、登録証等の写しを添付すること(登録証だけで適用サービスが確認できない場合は、付属書も添付すること)。 「ISO14001」を取得している場合は、それ以下のエコアクション21等(①～④)の記載は不要(重複加点しないため)。 	
有無	<ul style="list-style-type: none"> 取得の有無について、いずれかに○を記載すること。 「有」の場合は、取得年月日、有効期限日を記入し、登録証等の写しを添付すること(登録証だけで適用サービスが確認できない場合は、付属書も添付すること)。 「ISO14001」を取得している場合は、それ以下のエコアクション21等(①～④)の記載は不要(重複加点しないため)。 	
取得年月日 有効期限	<ul style="list-style-type: none"> 申請日時点で有効期限が切れている場合は、記載しないこと。 	
3. 鹿児島市環境管理事業所	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島市環境保全条例に基づく環境管理事業所認定証の取得の有無について、いずれかに○を記載し、「有」の場合は、認定証の写しを添付すること。 	10点
4. 障害者の雇用状況	<ul style="list-style-type: none"> 法定雇用義務とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率が適用される場合のことをいう。 	法定雇用率を達成する人数を超える人数を雇用している又は法定雇用義務はないが雇用している場合、10点
法定雇用人数	<ul style="list-style-type: none"> 法定雇用義務があり、法定雇用率を達成する人数を超える人数を雇用している場合、「超過している」に○を記載し、障害者雇用状況報告書(令和6年6月1日時点のもので、労働局又は公共職業安定所の受付印があるもの。同報告書を電子申請により提出する事業所は、電子申請の申請用紙を印刷したもの。)の写しを添付すること。 超過していない場合、添付書類は不要。 	
常用雇用労働者総数	<ul style="list-style-type: none"> 法定雇用義務があり、かつ法定雇用人数を超過している場合、障害者雇用状況報告書に記載の数を記載すること。 法定雇用義務はないが、障害者等を雇用している場合は、令和6年6月1日時点の常用雇用労働者の数を記入すること。 	
雇用障害者数	<ul style="list-style-type: none"> 法定雇用義務があり、かつ法定雇用人数を超過している場合、障害者雇用状況報告書に記載の数を記載し、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し、及び常用雇用の確認ができるもの※1を添付すること。 法定雇用義務はないが、令和6年6月1日時点の常用雇用労働者のうち、身体障害者手帳等の交付を受けている者がいる場合、その人数を記載し、身体障害者手帳等、及び常用雇用の確認ができるもの※1の写しを添付すること。ただし、常用雇用の確認ができるもの※1について、項目6「本市内居住の従業員の雇用状況」で市内居住及び常用雇用を確認できる書面(当該障害者を含む)の写しを提出している場合は提出不要。 身体障害者手帳等の交付を受けている者が後期高齢者医療制度に該当し、常用雇用の確認ができるものが添付できない場合は、事業所名の記載がある直近3ヶ月分の出勤簿及び賃金台帳等の写しを添付すること。 ※添付書類については内容確認後に契約課で処分します。要配慮個人情報(障害の有無等)の収集は行いません。 	
5. 新規学卒者の雇用状況	<ul style="list-style-type: none"> 「新規学卒者」とは、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間(一年間)に雇用された者で、学校教育法に規定する学校又は専修学校を卒業した者のことをいう。 「雇用」とは、卒業から3年以内に採用し、かつ申請日現在で常用雇用をしている場合をいう。 新規学卒者を雇用していない場合は、「新規学卒者を雇用していない」欄に○を記載すること。 新規学卒者を雇用している場合は、その者の氏名、卒業年月日及び採用年月日を記載し、卒業証書又は卒業証明書、及び常用雇用の確認ができるもの※1の写しを添付すること。ただし、常用雇用の確認ができるもの※1について、項目6「本市内居住の従業員の雇用状況」で市内居住及び常用雇用を確認できる書面(当該新規学卒者を含む)の写しを提出している場合は提出不要。 	1人4点、上限12点(3人)
6. 本市内居住の従業員の雇用状況	<ul style="list-style-type: none"> 原則、全ての業者において記載すること。 「雇用」とは、申請日現在で常用雇用をしている場合をいう。 格付工程以外の工程を希望している場合は、証明等の添付は不要。 	10人以上20人未満:2点 20人以上50人未満:5点 50人以上:10点
常用雇用労働者総数	<ul style="list-style-type: none"> 申請日現在の常用雇用労働者総数を記載すること。 	
うち市内居住者数	<ul style="list-style-type: none"> 技術者以外も含む(但し、代表者、非常勤役員は除く)。 常用雇用労働者のうち、鹿児島市内に居住している者の人数を記載すること。 市内居住者数が9人以下の場合は、加点対象とならない為、証明等は不要(但し、人数は記載すること)。 市内居住者は、10人以上20人未満で2点、20人以上50人未満で5点、50人以上で10点の区分で加点する為、証明等は各区分の最低限の人数分があればよく、また、その証明等を添付した人数を「証明書類添付人数」の欄に記載すること。(例:市内居住者15人の場合:「うち市内居住者数」の欄は「15」、「証明書類添付人数」の欄は「10」を記載、証明等は10人分添付。) 証明等は、給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書、該当者の監理技術者資格者証(両面)の写しなど、市内居住及び常用雇用を確認できる書面の写しを添付すること。 ※給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書について、在籍していない者については取り消し線を引き、在籍していない旨が分かるようにすること。 証明等によって居住地及び常用雇用の確認ができない場合は、市内居住者として認めない。 	
<p>※1 常用雇用の確認できるもの 常用雇用の確認できるものの例:日本年金機構又は保険組合が発行する標準報酬決定通知書(健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書等)、雇用保険資格取得等確認通知書(事業主通知用)、雇用保険被保険者証などの写し。令和6年12月2日に健康保険被保険者証は廃止されたが、日本年金機構等からの標準報酬決定通知書の写しが用意できない場合は有効期限内の健康保険被保険者証の写しでも可。標準報酬決定通知書等の添付の際は、被保険者整理番号、基礎年金番号をマスキング(黒塗り)すること。健康保険被保険者証の添付の際は、被保険者等記号、番号及び保険者番号をマスキング(黒塗り)すること。</p>		

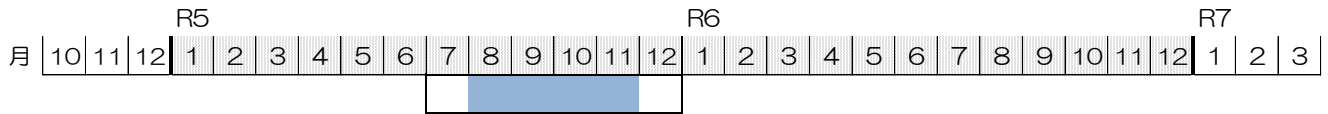
項目	記入要領	配点
7. 災害協定	<ul style="list-style-type: none"> 本市と「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」を締結している団体に加入している場合、協定締結年月日及び加入団体名を記載すること。 対象となる災害協定は、建設業に係る上記の災害協定のみである。そのため、「大規模災害時における相談業務等の応援に関する協定」については、対象とならないので注意すること。 申請日現在で協定を締結している団体に加入している場合であっても、令和6年度に当該団体に加入していない場合は、加点対象として認めない。 	20点
8. 鹿児島市消防団協力事業所又は鹿児島市消防団員を雇用している事業所	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島市消防団協力事業所の認定を受け、かつ鹿児島市消防団員を雇用している事業所は、消防団協力事業所の欄のみに記載すること(重複加点しないため)。 鹿児島市消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づく消防団協力事業所の認定の有無について記載すること。 認定を受けている場合は、認定年月日及び有効期限を記入し、「表示証交付書」の写しを添付すること。 本申請日以降に消防団協力事業所に認定された事業所は加点対象としない。 申請日現在で認定されている事業所であっても、令和7年4月末時点で認定されていない場合は、加点対象として認めない。 鹿児島市消防団員の雇用の有無について記入すること(鹿児島市以外の市町村等の消防団員は加点対象とならない)。 消防団員の氏名、分団名及び団員番号(団員証表面の右上に記載)を記載すること。 なお、複数の団員を雇用している場合でも1人のみを記入し、また、団員証が未交付の場合は団員番号は記載しない。 常用雇用の確認できるもの※1の写し及び団員証の写し(団員証が未交付の場合は「鹿児島市消防団員雇用状況確認(申請書)(様式あり)」を添付すること。 申請日時時点で消防団員の雇用があっても、令和7年4月末時点で当該団員が退団している場合は、加点対象として認めない。 	消防団協力事業所:5点 消防団員を雇用している事業所:2点 (重複加点なし)
9. 本市におけるボランティア等の活動状況	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間(一年間)に、事業所として実施(参加)したものについて、記載すること(個人参加は不可)。 活動場所は鹿児島市内の公共施設等に限る。 対象となる活動内容例(但し、競技大会や賞品があるものは除く。) <ul style="list-style-type: none"> 道の日、橋の日、海の日等の愛護活動 道路、河川、水路、海岸、学校等の清掃作業(本社等の軒先部分のみの清掃など、社会通念上ボランティア清掃と言えないものを除く) 学校、社会福祉施設等の設備点検・補修(無償のものに限る) 公園施設等の遊具点検・補修(無償のものに限る) 学校行事、地域のイベント活動等に係る会場設営、重機提供等 通学路等の安全パトロール 行方不明者の捜索活動 インターンシップの受入 実施したものについては、新聞記事(記事の部分だけでなく掲載紙、掲載日が確認できるもの)、主催者・管理者等からの証明書(任意様式で可・参考様式あり)、写真(日付、活動内容及び事業所として実施(参加)していることが判断できるもの)など、活動内容等が確認できるものを添付すること(事業所自身で作成した証明書(事実の申立書、事実と相違ないことの誓約書等)は不可)。 主催者・管理者等がいる場合は、写真添付ではなく、証明書、新聞記事等を添付すること。 証明年月日は、実施日以降であれば可(令和6年12月1日以降の証明日である必要はない)。 同一イベント等の活動で、複数日数にわたる場合は、1回とみなす。 	年間 1回以上2回以下:2点 3回以上4回以下:4点 5回以上:6点
10. 鹿児島市安心安全協力事業所	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島市安心安全協力事業所登録事業実施要綱に基づく安心安全協力事業所としての登録の有無について記載すること。 本申請日以降に安心安全協力事業所として登録した事業所は加点対象としない。 申請日時点では登録している事業所であっても、令和7年4月末時点で登録していない場合は、加点対象として認めない。 証明書等の添付は不要。 	2点
11. 鹿児島市及び国・鹿児島県における過去3年間の企業表彰実績	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度から令和6年度までの間(三年間)、鹿児島市及び国・鹿児島県から受けた企業表彰(感謝状等を除く)が有る場合、表彰名と表彰年月日を記載すること。 但し、企業表彰は次のものに限る。 <ul style="list-style-type: none"> 鹿児島市優良工事等表彰 国土交通行政功労表彰(地方整備局長表彰又は地方整備局各事務所長表彰) 鹿児島県土木部優良工事等表彰(土木部長表彰、地域振興局・支庁建設部長表彰、土木部建築課長表彰) 鹿児島県農政部公共事業優良工事等表彰 鹿児島県環境林務部公共事業優良工事等表彰 ※鹿児島県については、本庁部長表彰又は各地域振興局局長表彰 表彰状の写しを必ず添付すること。 個人表彰については対象外。 	1件5点、上限20点
12. 男女共同参画支援・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> 申請日現在において、育児休業制度若しくは介護休業制度の就業規則への規定の有無、又は次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ているかの有無について○を記載すること。 育児休業制度、介護休業制度については、商号又は名称、育児休業、介護休業制度の内容が確認できる就業規則の写し(常用雇用労働者数10以上の事業所については、労働基準監督署の受付印があるものに限る)を添付すること。 一般事業主行動計画の策定・届出については、申請日現在で計画期間中にある一般事業主行動計画策定・変更届の写し(労働局の受付印のあるものに限る)を添付すること。 	各2点 上限6点
13. 保護観察等対象者就労支援	<ul style="list-style-type: none"> 「協力雇用主会等」へ登録していない場合は、「協力雇用主会等へ登録していない」欄に○を記載すること。 申請日現在において、「鹿児島県協力雇用主会」又は「NPO法人鹿児島県就労支援事業者機構(二種会員)」の登録の有無について○を記載すること。 鹿児島県協力雇用主会及びNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構(二種会員)両方への登録は、重複加点しない。 協力雇用主会等への登録がある時は、令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間(二年間)に、保護観察等対象者(同一者)を保護観察期間を含めて、3か月以上連続して雇用した実績の有無について○を記載し、「有」の場合は、実際に雇用した期間を記載し、「保護観察等対象者の雇用に関する確認(申請書)(様式あり。記入例を熟読のこと)」を添付すること。保護観察期間中の雇用期間が3か月に満たない場合は、後日確認をさせていただきます。 	協力雇用主会等へ登録:2点 協力雇用主会等へ登録し、保護観察等対象者の雇用実績がある:4点 (重複加点なし)

「保護観察等対象者を連続して3か月以上雇用していること」の事例と記載方法

 : 保護観察期間
 : 雇用期間

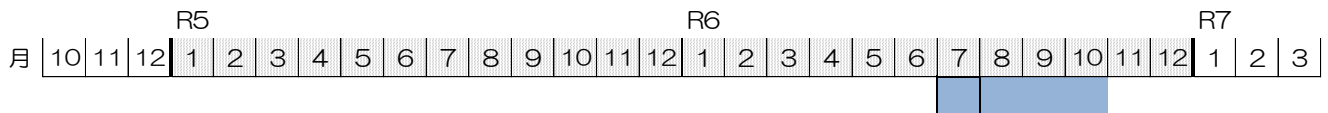
令和7年2月に申請する事例

例1 保護観察期間がR5.7.1～R5.12.31の者を、R5.8.1～R5.11.30の期間雇用した場合



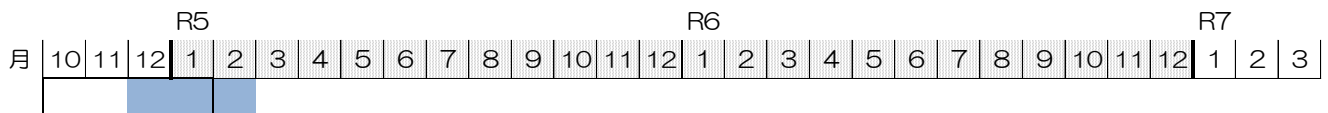
- ・保護観察等対象者の雇用に関する確認（申請）書の雇用期間欄：令和5年8月1日から令和5年11月30日まで
- ・申請書（様式6）主観点数項目状況の雇用期間欄：令和5年8月1日～令和5年11月30日

例2 保護観察期間R6.7.1～R6.7.31の者を、R6.7.1～R6.10.31の期間雇用した場合【保護観察期間が3か月未満】



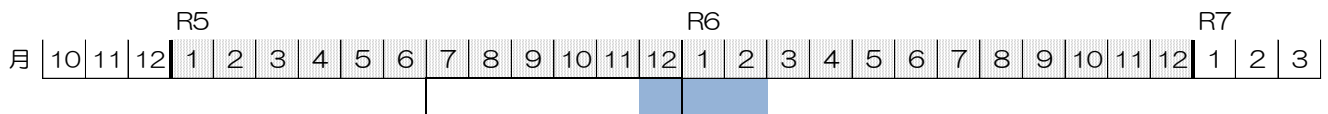
- ・保護観察等対象者の雇用に関する確認（申請）書の雇用期間欄：令和6年7月1日から令和6年7月31日まで
- ・申請書（様式6）主観点数項目状況の雇用期間欄：令和6年7月1日～令和6年10月31日

例3 保護観察期間R4.10.1～R5.1.31の者を、R4.12.1～R5.2.28の期間雇用した場合【R5.1.1より前の雇用期間あり】



- ・保護観察等対象者の雇用に関する確認（申請）書の雇用期間欄：令和4年12月1日から令和5年1月31日まで
- ・申請書（様式6）主観点数項目状況の雇用期間欄：令和4年12月1日～令和5年2月28日

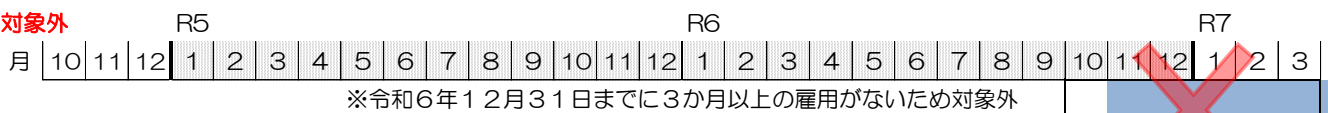
例4 保護観察期間R5.7.1～R5.12.31の者を、R5.12.1～R6.2.28の期間雇用した場合【保護観察期間中の雇用が3か月未満】



- ・保護観察等対象者の雇用に関する確認（申請）書の雇用期間欄：令和5年12月1日から令和5年12月31日まで
- ・申請書（様式6）主観点数項目状況の雇用期間欄：令和5年12月1日～令和6年2月28日

例5 保護観察期間R6.10.1～R7.3.31の者を、R6.11.1以降、継続雇用中

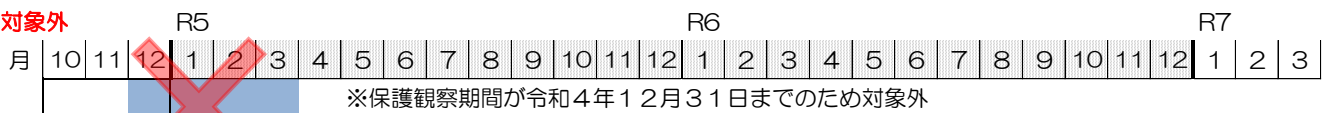
対象外



※令和6年12月31日までに3か月以上の雇用がないため対象外

例6 保護観察期間R4.10.1～R4.12.31の者を、R4.12.1～R5.3.31の期間雇用

対象外



※保護観察期間が令和4年12月31日までのため対象外

営業所、業態に関する調書

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

業者コード

1. 営業所に関すること

営業所名	営業所設立年月日	技術職員数	技術職員以外の職員	合計
主たる営業所		人	人	人
その他の営業所		人	人	人
合計				

2. 業態に関すること

(1) 資本関係がある他の入札参加資格者

ア. 親会社の関係にある他の入札参加資格者

商号又は名称	建設業の許可番号	業者コード

イ. 子会社の関係にある他の入札参加資格者

商号又は名称	建設業の許可番号	業者コード

ウ. 親会社が同じ子会社同士の関係にある他の入札参加資格者

商号又は名称	建設業の許可番号	業者コード

(2) 人的関係がある他の入札参加資格者

当社の役員等		関係先		
役職	氏名	商号又は名称	業者コード	役職、その他の関係

※ 本調書は、鹿児島市内に本店を有する登録業者のみ記入すること。該当しない項目には「なし」と記入して、必ず提出すること。相手方の業者コードが不明な場合は記入する必要はない。

※ 1 営業所は、建設業の許可を受けている営業所について記入すること。職員数は、各営業所ごとに勤務している常勤職員について記入すること。(常勤役員を含む)

※ 2 (1) 親会社、子会社は、会社法第2条第3号及び第4号に規定する会社とする。本市建設工事等(コンサル含む。コンサルは建設業の許可番号は記入不要)の登録業者について記載すること。

※ 2 (2) 関係先において役員を兼任している場合は、その役職名を記載すること。監査役や執行役員等は役員に該当しないので記入しないこと。その他、代表者同士が血縁関係にあるなどの特別な関係がある場合は、その内容を記入すること。(コンサルを含む)

別添 技術職員の資格者コード一覧

1級は◎、2級は○、その他は△

有資格区分コード	資格区分	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
157	とび・とび工(1級)					◎																								◎
164	型枠施工(1級)			◎		◎																								
166	ウェルポイント施工(1級)					◎																								
167	路面標示施工																		◎											
170	建築板金「ダクト板金作業」(1級)							◎		◎						◎														
171	建築大工(1級)			◎												◎														
172	左官(1級)				◎																									
173	コンクリート圧送施工(1級)					◎																								
174	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管(1級)									◎																				
175	給排水衛生設備配管(1級)									◎																				
176	配管・配管工(1級)									◎																				
177	タイル張り・タイル張り工(1級)										◎																			
178	築炉・築炉工・れんが積み(1級)										◎																			
179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工(1級)						◎				◎																			
180	石工・石材施工・石積み(1級)						◎																							
181	鉄工・製罐(1級)											◎																		
182	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)												◎																	
183	工場板金(1級)																													
184	板金・建築板金・板金工(1級)							◎								◎														
185	板金・板金工・打出し板金(1級)															◎														
186	かわらぶき・スレート施工(1級)							◎																						
187	ガラス施工(1級)																	◎												
188	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)																		◎											
189	建築塗装・建築塗装工(1級)																		◎											
190	金属塗装・金属塗装工(1級)																		◎											
191	噴霧塗装(1級)																		◎											
192	畳製作・畳工(1級)																				◎									
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)																				◎									
194	熱絶縁施工(1級)																					◎								
195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)																									◎				
196	造園(1級)																								◎					
197	防水施工(1級)																			◎										
198	さく井(1級)																									◎				
257	とび・とび工(2級)					△																								△
264	型枠施工(2級)			△		△																								
266	ウェルポイント施工(2級)					△																								
270	建築板金「ダクト板金作業」(2級)							△		△						△														
271	建築大工(2級)			△																										
272	左官(2級)				△																									
273	コンクリート圧送施工(2級)					△																								
274	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管(2級)									△																				
275	給排水衛生設備配管(2級)									△																				
276	配管・配管工(2級)									△																				
277	タイル張り・タイル張り工(2級)										△																			
278	築炉・築炉工・れんが積み(2級)										△																			
279	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工(2級)							△			△																			
280	石工・石材施工・石積み(2級)					△																								
281	鉄工・製罐(2級)											△																		

職業能力開発促進法「技能検定」
※等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。

別添 技術職員の資格者コード一覧

1級は◎、2級は○、その他は△

有資格区分コード	資格区分	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
282	鉄筋組立て・鉄筋施工(2級)												△																	
283	工場板金(2級)														△															
284	板金・建築板金・板金工(2級)							△							△															
285	板金・板金工・打出し板金(2級)														△															
286	かわらぶき・スレート施工(2級)							△																						
287	ガラス施工(2級)																△													
288	塗装・木工塗装・木工塗装工(2級)																	△												
289	建築塗装・建築塗装工(2級)																	△												
290	金属塗装・金属塗装工(2級)																	△												
291	噴霧塗装(2級)																	△												
292	量製作・量工(2級)																			△										
293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(2級)																			△										
294	熱絶縁施工(2級)																				△									
295	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(2級)																					△					△			
296	造園(2級)																						△							
297	防水施工(2級)																			△										
298	さく井(2級)																								△					
040	基礎ぐい工事					○																								
060	解体工事(解体工事施工技士)																													○
061	地すべり防止工事					△																					△			
062	建築設備士								△	△																				
063	1級計装士								△	△																				
064	基幹技能者																	△												
703	レベル3技能者																	△												
704	レベル4技能者																	△												

☆235 工事担任者

電気通信事業法に基づく工事担任者資格者証の交付を受けた者(令和3年4月1日以降の試験あるいは養成課程等を経た、第1級アナログ通信及び第1級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る)であって、その資格者証の交付後、3年以上の実務経験を有する者

(備考)

資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に建設業法第7条第2号ハ該当となるために必要とされている実務経験年数

※技能検定(2級)の場合、平成16年4月1日時点で合格していた者は1年